

令和 9 ・ 10年度有資格請負業者名簿（建設業）の主観数値について

総合数値：客観数値＋主観数値

客観数値：総合評定値通知書の工種毎の数値

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第 9 条に規定する主観数値の評価項目については、次のとおりです。

評価項目	内 容
工事成績	過去 2 年間（令和 6 年度から令和 7 年度）の工事成績の平均点で、基準点（65点）を超える点数の 5 倍
ほう賞	過去 2 年間（令和 7 年度から令和 8 年度）の水戸市建設業者等ほう賞規程に基づく建設業者ほう賞の受賞実績について、ほう賞対象となった工事 1 件に対して10点（上限20点）
本店、営業所所在地	水戸市内に本店を有する者に対して10点 水戸市外に本店を有する者で水戸市内に営業所を有する者に対して 5 点（建設業法に基づく営業所又は水戸市の法人市民税が課税となっている営業所を対象とし、申請に基づき加点する。）
入札参加資格停止	令和 6 年11月 1 日から令和 8 年10月31日の入札参加資格停止件数・期間により減点する。（上限なし） ・ 2 週間の入札参加資格停止 入札参加資格停止件数×（－ 5 点） ・ 2 週間を超え 1 カ月以下の入札参加資格停止 入札参加資格停止件数×（－10点） ・ 1 か月を超えた入札参加資格停止 件数の和×入札参加資格停止月数の和×（－ 5 点）＋（－ 5 点）
以下の項目は、水戸市内に本店を有する者に限り、申請に基づき加点する。（★印は茨城県との共同受付申請時の調書に基づき加点する。）	
技術者の確保①	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載された雇用する技術者 1 人につき、1 級技術者× 3 点、2 級技術者× 2 点、基幹技能者× 1 点（上限30点） ※格付工種に限る。
技術者の確保②★	経営事項審査の審査基準日から前 1 年間に増加した35歳未満の常勤の技術職員のうち、インターンシップ、就職説明会等、若年者の入職を促す取組による入職者数 1 人につき 5 点（上限10点）
労働安全衛生★	建設業労働災害防止協会へ加入している者に対して 5 点

評価項目	内 容
社会貢献活動①★	水戸市と防災活動に関する協定を締結している者（組合等加入している者）に対して15点、茨城県と防災活動に関する協定を締結している者に対して5点（重複加点なし） ※水戸市と防災活動に関する協定を締結している旨の書類は提出不要。
社会貢献活動②	過去2年間（令和6年度から令和7年度）に茨城県・水戸市からの要請に基づき水戸市内で防疫活動を行った者に1回につき5点（上限10点）
働き方改革①★	経済産業省が実施する「健康経営優良法人」の認定を受けている者に対して20点、未来を拓くパートナーシップ構築推進会議が実施する「パートナーシップ構築宣言」の承認を受けて公表されている者に対して5点（※重複加点なし）
働き方改革②	次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣からくるみん認定、プラチナくるみん認定又はトライくるみん認定を受けている者に5点
ダイバーシティ①★	総合評定値通知書に記載された常勤の技術職員のうち、女性又は35歳未満の若年者である場合1人につき5点（上限20点）
ダイバーシティ②	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣からえるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を受けている者に5点
ダイバーシティ③★	令和8年11月1日現在において、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2に掲げる特定技能1号若しくは2号又は技術・人文知識・国際業務の在留資格を有する者を常勤の職員として雇用している者に対して10点
ダイバーシティ④★	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に基づき障害者の雇用に関する状況を報告する義務のある者で同法第14条第1項に規定する法定義務雇用障害者数を超えて障害者を雇用している者に対して5点 同法第43条第7項の規定に基づき障害者の雇用に関する状況を報告する義務のない者で障害者を雇用している者に対して5点
法定外福利厚生	法定外福利厚生（社外福利厚生制度加入を含む。）について、就業規則等により労働基準監督署に届出した者又は届出の義務はないが規則等により独自に制度化している者に対して5点